

平成30年8月21日

高島市議会議長 廣本 昌久 様

高島市議会政治倫理審査会  
委員長 大槻 ゆり子

### 審査結果報告書

平成30年3月5日付けで付託を受けた審査請求について審査した結果を、高島市議会議員政治倫理条例第12条の規定により下記のとおり報告します。

#### 記

1 審査請求の対象となる議員

石田 哲 議員

2 審査請求の年月日

平成30年2月21日

3 審査請求の事案の内容

- ・ 風車村跡地に係わる企業誘致審査会のメンバーを議長室に呼び出し、守秘義務者であることを認知したうえで企業誘致審査会での内容を聞き出したこと。
- ・ 2月5日の全員協議会での発言内容は、事実とは異なる内容が含まれている。

4 審査請求の理由

高島市議会議員政治倫理条例第3条(1)(7)について違反の疑いがあるため、本審査会で真実を明らかにしていただきたい。

- ・ 石田哲議員は企業誘致審査会のメンバーであることを承知の上で、守秘義務があるそのメンバーに対してその審査内容を質問した行為は倫理条例違反の疑いがあるため、事実関係を明らかにすべきである。
- ・ 全員協議会での石田議員の発言内容は、石田議員に対して、廣部・河越がもった3回の面会での内容に対して『脅迫まがいの追及』といった事実

無根の石田議員の発言やそのほかにも、面会時に石田議員が認めた事実とは異なる発言を行っている。3回の面会時での発言内容を確認していただき、真実を確認していただくことにより、廣部・河越に対する一切の疑義を晴らしていただくと共に、面会時での発言内容の事実確認をおこなうべきである。

## 5 審査の結果

審査請求の事案の内容は、いずれの項目も「事実でない」と認定した。

したがって、高島市議会議員政治倫理条例第3条の規定に違反する行為は無いと決定した。

なお、審査の経過等、詳細は別紙のとおりである。

## 別紙

### 1 審査会の設置

平成30年2月21日に、河越安実治議員、廣部真造議員、磯部亜希議員の連署をもって高島市議会議員政治倫理条例（以下「条例」という。）第6条の規定による政治倫理基準等違反審査請求書（以下「審査請求書」という。）が提出された。（審査請求代表者は河越安実治議員）

廣本昌久議長は、高島市議会議員政治倫理条例に基づく審査の請求があったことを平成30年3月1日に議会運営委員会に報告するとともに、同月5日に高島市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、議員7名を審査会の委員（以下「委員」という。）に指名のうえ、当該事案について審査を付託した。

委員に指名された議員は、次のとおりである。

澤本	長俊	議員
梅村	勝久	議員
森脇	徹	議員
今城	克啓	議員
大槻	ゆり子	議員
早川	浩徳	議員
是永	宙	議員

### 2 審査の経過

#### 第1回審査会

平成30年3月14日（水）午後1時30分

廣本昌久議長および委員7名出席

- ・ 廣本昌久議長の議事進行のもと、審査会の委員長に大槻ゆり子委員、副委員長に森脇徹委員を互選した。
- ・ 委員長の議事進行により、審査請求内容の確認および今後の進め方について協議した。

#### 第2回審査会

平成30年3月29日（木）午後1時30分

委員7名出席

- ・ 審査請求者からの事情聴取を行い、審査請求に至った経緯の説明を聴いた。

審査請求者からは、審査請求書に沿って説明が行われた。

委員の質問に際して、審査請求者（廣部真造議員）から平成29年1月19日付け高商第280号公文書部分公開決定通知書の写しを配布して説明したい旨の申し出があり、資料配布を受けた。また、委員から審査請求書添付のテープ起こし書類に関して、審査請求者に対し1月25日午前、1月25日夕方、1月31日の3回の面談における音声テープ（データ）の提出要求があり、次回審査会に用意することに決定した。

- ・ 審査対象議員（石田哲議員）からの事情聴取を行った。  
審査対象議員からは、「議長室に来ていただくという話をした時には、（企業誘致審査会の）メンバーであるということについては認知していなかった」「呼んだことについては事実だということ」「全員協議会で出された資料を見せて、こういう内容について審査されましたかという話を聞いたことは確かです」などの発言があった。  
これに対し、委員から議長室に廣本昌久議員と第三者がいる中で話しをしたことなどについて質問があった。
- ・ 次回審査会では、音声テープ（データ）の全部を聞くこととし、非公開とすることに決定した。また、委員提案と委員長判断で議会事務局から本件に関する会派代表者会議記録の資料提供を受けることとした。

### 第3回審査会

平成30年4月11日（水）午前10時00分

委員7名出席

- ・ 会派代表者会議記録（平成29年9月22日、同年9月28日）を委員に配布した。
- ・ 1月25日午前、同日夕方および1月31日に審査請求者と審査対象議員が面談した際の音声データを再生し確認した。
- ・ 次回審査会では、各委員の意見を聞くこととしたが、前副議長の青谷章議員ならびに廣本昌久議長に対し事実確認することを求める意見があり、正副委員長で検討することとした。

### 第4回審査会

平成30年4月16日（月）午前9時30分

委員7名出席

- ・ 審査内容と今後の進め方を確認した。
- ・ 委員から、審査請求書の添付書類が条例第3条に違反する疑いがあることを証する書類として有効かどうか審査すべきとの意見があったが、審査会は条例第7条第2項に規定された事項についてのみ審査を行うものであるとした。
- ・ 関係人として前副議長の青谷章議員から事実確認のため聴き取りを行った。青谷章議員からは、前議長の石田議員が「面談していた観光協会の会長から、同席している観光協会の局長が企業誘致審査会の委員であるということを知っていた」「局長が企業誘致審査会の委員であることを知っていて審査会の審議内容を聞いて質問している」「守秘義務がある委員に審査内容を聞いた」「廣部議員、河越議員は、丁寧に言葉も選んでしゃべられていた」など、当時の副議長として、正副議長室で同席していた状況について発言があった。

#### 第5回審査会

平成30年4月26日（木）午後1時30分

委員7名出席

- ・ 政治倫理審査手続きの全体像を次のとおり確認した。
  - ①審査請求者に具体的事実がわかる資料の提出と説明を求めるとともに、審査対象議員には弁明の機会を設け、事実の確認を行う。
  - ②具体的事実の特定と認定および政治倫理条例違反の有無の審査を行う。
  - ③議会が講じるべき措置について検討する。
- ・ 次回審査会では、石田哲前議長が観光協会の会長と局長を正副議長室に呼んだ際に同席していた廣本昌久議長から聴き取りを行うことを決定した。また、委員長から企業誘致審査会の会議録を公文書公開請求することとした。

#### 第6回審査会

平成30年5月11日（金）午前10時00分

委員7名出席

- ・ 廣本昌久議長から事実確認のため聴き取りを行った。廣本議長からは「石田前議長が観光協会の局長に全員協議会の資料を見せて企業誘致審

査会について尋ねていたが、局長は『企業誘致条例の審査項目に該当しているかどうか審査した、粛々とやりました』という話をされていた」「議長の方も『あ、そうか』というようなことで、あとのことは何も聞かれなかったと思います」などの発言があった。

- ・ 次回審査会では、審査請求者の請求内容を明確にするため、審査請求者に再度出席を求めることとした。

## 第7回審査会

平成30年5月18日（金）午前9時00分

委員7名出席

- ・ 審査請求者の請求内容の説明および聴き取りを行った。  
審査請求者からは、平成29年12月19日付け高商第280号公文書部分公開決定通知書で開示された文書および審査請求書添付のテープ起こし文書に沿って説明があった。

審査請求者は、審査請求内容の1点目に関して、「観光協会の局長は8月24日か25日に石田議員から電話で呼び出しを受けて議長室に行ったこと、石田議員から審査会でどのようなことが話し合われたのか、審査会にそこまでの権限があるのかを聞かれたということ、当該委員が審査内容については話をしなかったこと、廣本議員ともう1名が同席し5名が在席していた中での話し合いの場であったということ、どういう状況でどんな判断をされてこの会社を承認されたのか教えてもらえないか、どういう理由でOKされたのか確認したかった、という石田議員の発言があった。石田議員は会長からの発言で局長が企業誘致審査会のメンバーであるということを知った、局長が守秘義務のある審査委員であることを認知した上で企業誘致審査会での内容について尋ねたことが確認できる」と陳述があった。

審査請求内容の2点目に関して、「石田議員は局長が守秘義務のある審査委員であることを認知した上で企業誘致審査会での内容について尋ねた行為が問題であるという私たちの指摘に対して、石田議員は問題であるということを知った、石田議員自身が議長の辞表を書くという結論を出した、全員が集まる場で謝罪もする、ということが確認できる」「企業誘致審査委員であることを認知した上で審査内容を尋ねる行為が議員倫理違反に該当しないと発言したこと、議長辞職するか、倫理審査委員会

の要求を受けるか、どちらかを選択するか二者択一を迫られたと発言があったこと、廣部・河越両議員から脅迫まがいの追及を受けた旨の発言があったこと、私たちが問題であるということを指摘した事実を認めてこられたにも関わらず、最終の2月5日の全員協議会では、全く矛盾する話をされた、こういった行為が倫理条例の第1号の『議員として市民の代表者として、その品位を損なう行為』である。また、我々、河越、廣部を何の根拠もなく脅迫者扱いした発言は、第7号の『その他、人権侵害に当たる行為』である」と陳述があった。

委員から審査請求者に対して、前議長が関係者を呼んで聞いた目的、議員が守秘義務のある者に聞くことの基本認識、企業誘致審査会の内容に対する情報公開と守秘義務の関連、審査請求者が最初に議長と面談した目的などの質問があった。

- ・ 次回審査会では、審査対象議員から審査請求内容に対しての弁明の機会を設けることとした。

#### 第8回審査会

平成30年6月1日（金） 午後1時30分  
委員7名出席

- ・ 審査対象議員から審査請求の内容に対する弁明および聴き取りを行った。

審査対象議員からは、「守秘義務者から企業誘致審査会の内容を聞き出した事実はない。高島市議会倫理条例第3条（7）には該当しないと考えている。

脅迫的にパワーハラスメントを行使した事実もない。審査内容を聞く行為と断定され、一方では聞き出したと変更されているが、そのような事実はない。

記憶では、びわ湖高島観光協会のお二人との話合いの内容は、市議会に対する要望書の内容確認と提案の打ち合わせ、誘致事業内容が市民の財産を活用する手段として望ましい内容なのか、観光振興政策として、また風車村跡地の有効活用として望ましい開発なのか等、広い観点での話し合いをしたものである。

びわ湖高島観光協会のお二人との話し合いが倫理違反に該当する行為

ではないと確信をしている。私を含め議長室にいた5人がどのような会話をしていたのか、審査委員から企業誘致審査会での内容を聞き出したと断定したのか、その根拠が全く理解できません。請求内容記載の審査会の内容を聞き出したものではありません。」

「2月5日全員協議会の内容は、請求人2人からの執拗な謝罪および議長辞職要求に対する私個人の考え方であり、辞表提出についての心境、経緯を説明する目的での発言である。

請求人お二人からは、当日午後の全員協議会で議長辞職が大前提の話になり、心理的にも相当の圧力と受け止めたものである。有無を言わさず、すぐ議長辞職を強要されるのか大いなる不信感を抱いた。

脅迫まがいの表現や議長辞職の判断は、私の精神的な状況を示したものである。そのことが倫理条例違反に該当するとは考えられません。審査請求理由の第3条（7）に違反に該当する根拠が理解できません。該当しないと考えている。

私の表現は脅迫まがいの追及を終わらせるためと発言し、議長辞職願を提出し議員各位に判断願うしか手段がないとの心境に至ったもの」と弁明があった。

委員から審査対象議員への聴き取りでは、守秘義務のある者に聞いた内容、議長室での面談状況、議長辞職願提出に至る経過と全員協議会での説明事実の真意、守秘義務のある者に聞いた行為の問題認識などの質問があった。

- ・ 次回審査会では、具体的な事実の特定に入ることとした。

#### 第9回審査会

平成30年7月3日（火） 午後2時30分

委員6名出席（大槻ゆり子委員長欠席、森脇徹副委員長が委員長の職務を代理する）

- ・ 具体的事実を特定するための項目の確認を行った。  
まず、項目案（8項目）について協議した。
  - ①企業誘致審査会のメンバーを呼び出した。
  - ②びわ湖高島観光協会の会長と局長を呼び出した。
  - ③企業誘致審査会のメンバーであることを知った時点は、会長の発

言があったとき。

- ④ 守秘義務者であることを承知の上で、企業誘致審査会での内容を質問した。
- ⑤ 守秘義務者であることを認知したうえで企業誘致審査会での内容を聞き出した。
- ⑥ 審査対象議員は、守秘義務者に対して聞く行為について問題があったと認識していた。
- ⑦ 3回の面会での内容に対して「脅迫まがいの追及」といった発言があった。
- ⑧ 2月5日の全員協議会での発言内容は、面会時に審査対象議員が認めた事実とは異なる内容が含まれている。

委員から、①～⑥の項目については、⑤に集約できる。⑧の項目の理由として「面会時に審査対象議員が認めた事実」「脅迫まがいの追及と言った発言」がある。「第三者がいる場で守秘義務のある者に聞いた行為の事実を確認する項目がある」との意見があった。

協議の結果、次の3項目に整理して再協議を行った。

- ① 第三者が同席する場において、企業誘致審査会の内容を聞き出した。
- ② 守秘義務のある者であることを認知したうえで企業誘致審査会での内容を聞き出した。
- ③ 2月5日全員協議会での発言内容は、事実とは異なる内容が含まれている。

具体的事実を特定するための項目案について採決の結果、

**【項目1】** 守秘義務のある者であることを認知したうえで企業誘致審査会での内容を聞き出した。

**【項目2】** 2月5日の全員協議会での発言内容は、事実とは異なる内容が含まれている。

を具体的な事実を特定するための項目とすることに決定した。

- ・ 次回審査会では、項目ごとに委員一人一人が意見を述べた後に、具体的な事実を特定したうえで条例違反しているかどうか審査することとした。

**第10回審査会**

平成30年8月6日（月）午後1時30分

委員7名出席

- ・ 具体的事実を特定するための項目について、各委員が意見を述べたうえで、事実であるか、事実でないか採決した。

まず、項目1「守秘義務のある者であることを認知したうえで企業誘致審査会での内容を聞き出した。」について、委員からは次のような意見があった。

「聞き出したのではなく、聞いた、あるいは質問したもの」

「請求者の意図は、聞いたことを問題にしている」

「相手が話したという事実はない、つまり聞き出していない」

「申請者の思いとして考えたとき、事実である」

「どこまで、どんな内容を聞いたか、どのように聞いたか、その態度様態が大事な要素であるが、聞いた時の詳細な様態が明らかにされず、聞き出したという事実認定ができるものではない」

などの意見があった。

採決の結果、守秘義務のある者であることを認知したうえで、企業誘致審査会での内容を聞き出したという行為が事実であるとする委員は2人、事実でないとする委員は4人となり、事実であるとは認定されなかった。

次に、項目2「2月5日の全員協議会での発言内容は事実とは異なる内容が含まれている。」について、委員からは次のような意見があった。

「会話が発せられた状況を考えて、脅迫まがいの受け止め方をされることも十分に考えられ、脅迫まがいを否定するのは非常に難しい」

「面会時の発言と全協の時の発言には食い違いがあったと考えるが、一部誤認に基づいた形で謝罪とか辞職の要求がなされている」

「脅迫まがいの迫及であると前議長が受け止め、そのことが原因で辞表を提出したと前議長が述べているため、事実と異なる内容が含まれているとは認められない」

「経緯にはかなりのストレスがたまっている。ご本人の心の中の問題」

「ご本人が事実と断言されている部分について、全員協議会では全く違う表現になっている。事実とは異なる内容という部分は事実である」

「請求議員と対象議員が確認した出来事は第三者が真実ある事実、客

観的に認定できる事実と言い難く認定できない」

などの意見があった。

採決の結果、2月5日の全員協議会での発言内容は事実とは異なる内容が含まれている、ということが事実であるとする委員は1人、事実でないとする委員は5人となり、事実であるとは認定されなかった。

よって、本件審査請求については、項目1、項目2ともに事実でないと認定された。

これにより、高島市議会議員政治倫理条例第3条の規定に違反する行為は無いと決定した。

- ・ 次回審査会では、審査結果報告書案を確認することとした。

#### 第11回審査会

平成30年8月21日（火）午前10時00分

委員7名出席

- ・ 審査結果報告書案を確認し、審査を終了した。